

平成26年度「盛岡にLRTを走らせ隊」総会

日時 平成26年5月16日(金)

18時30分～19時30分

場所 県立大学アイーナキャンパス学習室4

次 第

- 1 出席者(委任状)確認
- 2 隊長あいさつ
- 3 議長選出
- 4 議事
 - (1) 第1号議案 平成25年度事業報告及び収支報告について
 - (2) 第2号議案 役員の改選について
 - (3) 第3号議案 隊費について
 - (4) 第4号議案 平成26年度事業計画及び収支計画について
 - (5) 第5号議案 隊則の改正について(名称の変更)
- 5 その他
- 6 閉会

第1号議案 平成25年度事業報告及び収支報告について

1 事業報告

(1) 会議等

- ① 総会（H25. 5. 29／県立大学アイーナキャンパス）
 - ・平成24年度事業報告及び収支報告について
 - ・平成25年度事業計画及び収支計画について ほか
- ② 幹事会・打合会
 - 第1回（H25. 5. 22／アイーナ団体活動室1）
 - ・総会の開催について
- ③ 勉強会・全体会
 - ナイトセッション（H25. 6. 27／県立大学アイーナキャンパス）
 - ・『山田線社会実験について』
 - ナイトセッション（H25. 7. 31／県立大学アイーナキャンパス）
 - ・「山田線社会実験について」
 - ・「HPのリニューアルについて」
 - ナイトセッション（H25. 8. 28／県立大学アイーナキャンパス）
 - ・「山田線社会実験について」
 - ナイトセッション（H25. 9. 25／県立大学アイーナキャンパス）
 - ・マッププロジェクト成果報告（コスト試算、収支見通し等）
 - ・講演 「I L Cとまちづくり」
講師：岩手県政策地域部政策推進室 千葉彰 I L C推進監
 - ・山田線社会実験について
 - ナイトセッション（H25. 10. 30／県立大学アイーナキャンパス）
 - ・走らせ隊アウトリーチ活動用プレゼン資料について
 - ・山田線社会実験広報用チラシについて
 - ・板谷和也氏とのセッションにかかる打合せについて
 - 特別セッション（H25. 11. 16／県立大学アイーナキャンパス）
講師：（財）運輸調査局 板谷和也主任研究員
 - ナイトセッション（H25. 11. 27／県立大学アイーナキャンパス）
 - ・山田線社会実験の現状と課題について
講師 盛岡市建設部交通政策課 片岡修課長
 - ナイトセッション（H25. 12. 16／県立大学アイーナキャンパス）
 - ・「オメはんどバングまで生討論vol. 5」について
 - ・走らせ隊の新名称について
 - ナイトセッション（H26. 1. 17／県立大学アイーナキャンパス）
 - ・「オメはんどバングまで生討論vol. 5」について
 - ナイトセッション（H26. 2. 21／県立大学アイーナキャンパス）

・「オメはんどバングまで生討論vol. 5」のまとめ及び今後の活動について

(2) 調査活動

H26. 1. 21/桜台団地からのアクセス実験

(3) 広報活動

○ 隊長ブログ運営

○ FACEBOOK運営

○ アウトリーチ活動

H25. 12. 10/川徳・MOSSビル・クロステラスへのプレゼン (第1弾)

H26. 1. 24/川徳・MOSSビル・クロステラスへのプレゼン (第2弾)

H26. 2. 6/まちなか虹色プロジェクト (大通商店街) でのプレゼン (リリオ3階 イベントホール)

(4) 公開討論会『オメはんどバングまで生討論vol. 5』開催 (H26. 2. 1/県立大学アイーナキャンパス) 参加者数50名

2 隊員異動状況

平成25年4月1日現在	52名
平成26年3月31日現在	48名
増 減	△4名

3 収支報告 (平成25年4月1日～平成26年3月31日)

【収入の部】

(単位：円)

項 目	予算額	決算額	増減	摘 要
1 隊 費	52,000	21,000	△31,000	21人×1,000
2 雑 収 入	0	470	470	決算利息2、懇親会残等468
3 繰 越 金	11,875	11,875	0	
合 計	63,875	33,345	△30,530	

【支出の部】

(単位：円)

項 目	予算額	決算額	増減	摘 要
1 会 議 費	3,000	0	△3,000	
2 事 務 費	3,000	1,208	△1,792	アイーナロッカー代
3 事 業 費	50,000	15,995	△34,005	討論会謝金8,000、山田線調査費2,800他
4 予 備 費	7,875	0	△7,875	
合 計	63,875	17,203	△46,672	

収入総額 33,345 円 - 支出総額 17,203 円 = 16,142 円

差引 16,142 円については、平成26年度会計に繰り越すものとする。

監査報告書

平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの盛岡に LRT を走らせ隊の業務及び会計に関して、帳簿及び関係帳票を監査したところ、適正に処理されていることを確認したので報告します。

平成 26 年 5 月 日

盛岡に LRT を走らせ隊 監事

第2号議案 役員の改選について

※50音順

役職	氏名
幹事	加藤 勝
幹事	佐藤 秀公
幹事	菅原 和弘
幹事	鈴木 一夫
幹事	高瀬 秀夫
幹事	戸舘 弘幸
幹事	内藤 和宏
幹事	成島 英史
幹事	平井 公康
幹事	福田 晃
監事	村上 超子
監事	山本 英朝

第3号議案 隊費について

平成26年度の隊費

隊員一人につき年額1,000円とする。ただし高校生以下については、無料とする。

第4号議案 平成26年度事業計画及び収支計画について

1 事業計画

(1) LRTに関する学習

LRTやまちづくりに関する学習会を開催する。

(2) LRTに関する情報収集

先進都市の視察、資料・文献の収集を行う。

(3) 普及・啓発活動

① プロジェクトチームにより、盛岡のまちづくりとLRTに関する公開討論会・出前講座等を開催する。

② プロジェクトチームにより、ホームページ・隊長ブログの充実を図る。

(4) 山田線社会実験に関する広報活動

プロジェクトチームを中心に山田線社会実験について広報活動を行う。

2 収支計画（平成26年4月1日～平成27年3月31日）

【収入の部】

（単位：円）

項目	予算額	備考
1 隊費	48,000	48人×1,000
2 雑収入	0	
3 前期繰越金	16,142	
合計	64,142	

【支出の部】

（単位：円）

項目	予算額	備考
1 会議費	3,000	幹事会会場借用料等
2 事務費	3,000	ロッカー代、幹事会資料紙代等
3 事業費	50,000	公開討論会開催等
4 予備費	8,142	
合計	64,142	

第5号議案 隊則の改正について（名称の変更）

隊則中「盛岡にLRTを走らせ隊」とあるのを「もりおか交通まちづくり・LRTフォーラム」に改める。

これに伴い「隊」、「隊員」、「隊則」等とあるのを「会」、「会員」、「会則」等に改める。

盛岡にL R Tを走らせ隊隊則

(名称)

第1条 この団体は、盛岡にL R Tを走らせ隊という。

(目的)

第2条 盛岡にL R Tを走らせ隊は、市街地の再生・活性化、ひとと環境にやさしいまちづくりに寄与することを目的として、盛岡市におけるL R Tの導入を念頭に、まちのあり方と交通政策について調査検討するとともに、L R Tや交通政策に関する普及啓発、行政機関への提言等各種の事業を行うものとする。

(事業)

第3条 盛岡にL R Tを走らせ隊は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 盛岡のまちづくりや交通政策に関する調査検討
- (2) L R Tに関する情報収集と学習活動
- (3) L R Tに関する普及啓発
- (4) L R Tや交通政策に関する行政機関への提言等
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な各種の事業

(隊員)

第4条 盛岡にL R Tを走らせ隊の隊員は、第2条の目的に賛同して入隊し、隊の活動に従事し、又はこれを支援するものとする。

2 隊員の入隊については、特に条件を定めない。

3 隊員として入隊しようとするものは、隊長が別に定める入隊申込書により、隊長に申し込むものとし、隊長は、正当な理由がない限り、入隊を認めなければならない。

(隊費)

第5条 隊員は、総会において別に定める隊費を納入しなければならない。

(隊員の資格の喪失)

第6条 隊員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退隊届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡したとき
- (3) 継続して2年以上隊費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退隊)

第7条 隊員は、隊長が別に定める退隊届を隊長に提出して、任意に退隊することができる。

(除名)

第8条 隊員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その隊員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この隊則に違反したとき
- (2) 隊の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(役員及び役員の定数)

第9条 盛岡にLRTを走らせ隊に次の役員を置く。

- (1) 幹事 10人以内
 - (2) 監事 2人
- 2 幹事のうち、1人を隊長、2人を副隊長とする。

(役員を選任等)

第10条 幹事及び監事は、総会において隊員の中から選任する。

- 2 隊長及び副隊長は、幹事の互選とする。
- 3 監事は、幹事を兼ねることはできない。

(職務)

第11条 隊長は、隊を代表し、その業務を総理する。

- 2 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故あるとき又は隊長が欠けたときは、隊長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 幹事は、幹事会を構成し、この隊則の定め及び総会の議決に基づき、隊の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 幹事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) 隊の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、隊の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは隊則に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合に、総会を招集すること
 - (5) 幹事の業務執行の状況又は隊の財産の状況について、幹事に意見を述べ、若しくは幹事会の招集を請求すること

(任期等)

第12条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選出されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第13条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第14条 役員は、無報酬とする。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、隊長が別に定める。

(事務局長及び事務局長補佐)

第15条 盛岡にLRTを走らせ隊に、隊の庶務を処理するため、事務局長及び事務局長補佐を置く。

- 2 事務局長及び事務局長補佐は、隊員の中から隊長が任免する。

(総会)

第16条 総会は、隊員により構成する。

(総会の権能)

第17条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 隊則の変更
- (2) 解散
- (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員の選任又は解任
- (6) 隊費の額
- (7) その他隊の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第18条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は、毎事業年度1回開催する。
- 3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 幹事会から招集の請求があったとき
 - (2) 隊員総数の5分の1以上の者から会議の目的事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(3) 第 11 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき

(総会の招集)

第 19 条 総会は、前条第 3 項第 3 号の場合を除き、隊長が招集する。

2 隊長は、前条第 3 項第 1 号又は第 2 号の請求があったときは、その日から 15 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(総会の議長)

第 20 条 総会の議長は、その総会において、出席した隊員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 21 条 総会は、隊員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第 22 条 総会の議事は、この隊則に規定するもののほか、出席した隊員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の表決等)

第 23 条 各隊員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない隊員は、書面をもって表決し、又は他の隊員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した隊員は、第 21 条、前条、第 34 条及び第 35 条第 2 項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する隊員は、その議事の議決に加わることはできない。

(幹事会)

第 24 条 幹事会は、幹事をもって構成する。

(幹事会の権能)

第 25 条 幹事会は、この隊則で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(幹事会の開催)

第 26 条 幹事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 隊長が必要と認めたとき
- (2) 幹事総数の 3 分の 1 以上の者から会議の目的事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(3) 第11条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(幹事会の招集)

第27条 幹事会は、隊長が招集する。

2 隊長は、前条第2号又は第3号の請求があったときは、その日から15日以内に幹事会を招集しなければならない。

(幹事会の議長)

第28条 幹事会の議長は、隊長がこれに当たる。

(幹事会の議決)

第29条 幹事会の議事は、幹事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事会の表決等)

第30条 各幹事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため幹事会に出席できない幹事は、書面をもって表決することができる。

3 幹事会の議決について、特別の利害関係を有する幹事は、その議事の議決に加わることができない。

(事業計画及び予算)

第31条 盛岡にLRTを走らせ隊の事業計画及びこれに伴う収支予算は、隊長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第32条 盛岡にLRTを走らせ隊の事業報告及び収支決算等に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、隊長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第33条 盛岡にLRTを走らせ隊の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(隊則の変更)

第34条 この隊則を変更しようとするときは、総会に出席した隊員の3分の2以上の多数による議決を経なければならない。

(解散)

第35条 盛岡にLRTを走らせ隊は、総会の議決により解散する。

- 2 前項の規定により解散するときは、総会に出席した隊員の4分の3以上の多数による議決を経なければならない。
- 3 解散時に残存する財産は、隊員に均等に分与し清算するものとする。

(細則)

第36条 この隊則の施行について必要な細則は、幹事会の議決を経て、隊長がこれを定める。

附 則

- 1 この隊則は、平成18年9月6日(以下「施行日」という。)から施行する。

(以下省略)